平成２４年（フ）第１６９号
東京都国分寺市東元町２丁目11番30号みやこ荘203
債務者　渡邉　紀子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８号
島根県浜田市港町221番地４　１
債務者　石田　尚子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４９６号
長崎県長崎市琴海大平町2075番地４
破産者　森川　末雄
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
長崎県佐世保市松川町２番18号　メゾンドゲン103号、開始決定時の住所長崎県佐世保市松川町15番27号　杉山アパート３号
破産者　野見山　登
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目15番15―12号
破産者　春田　文造
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
鹿児島県鹿児島市中央町29番地11　シャレー小牧502号
破産者　石川　琢郎
1　決定年月日　平成24年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４９２号
鹿児島県鹿児島市城山２丁目19番28号
破産者　折式田　正
1　決定年月日　平成24年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５５９号
札幌市南区澄川５条３丁目５番１号　澄川スカイハウス12号、開始決定時の住所札幌市中央区北１条西18丁目１番地31　アーバンヒルサッポロ301号
破産者　櫻庭　哲也
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９５６号
札幌市白石区北郷３条２丁目８番６号、開始決定時の住所札幌市豊平区平岸３条11丁目２番５―102号
破産者　櫻庭美也子
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７号
北海道苫小牧市青雲町２丁目20番３号
破産者　佐々木　進
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１２２３号
名古屋市北区楠１丁目603番地
破産者　下川　純一
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７２７号
愛知県清須市西枇杷島町泉40番地　サンコート西枇杷島１棟507
破産者　マルショウこと　中島　省吾
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５３９号
愛知県春日井市神屋町1972番地１
破産者　三井　裕雄
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９０９号
名古屋市南区三条１丁目７番３―602号　三条住宅
破産者　宮地　伸幸
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９８２号
名古屋市天白区平針２丁目108番地　パークシティＫＡＴＯ―302号、住民票上の住所愛知県稲沢市祖父江町島本上縄1030番地18
破産者　竹川　悦生
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０１号
神戸市灘区赤松町３―１―５、住民票上の住所兵庫県芦屋市業平町２番７―201号
破産者　小畠　一雄
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６１号
大阪府貝塚市半田717番地３
破産者　五味建設こと　五味　盛造
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
大阪府泉南市信達市場1159―７、住民票上の住所大阪府泉南市信達市場1128番地リブ泉南203号
破産者　村上　允偲
1　決定年月日　平成24年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係